

令和5年度開催予定の 起業・創業セミナー・コンテスト

盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町内に自宅
または勤務先（学校）のある方が受講・応募可能。
※地域人材育成ネットワーク事業実行委員会事業

項目	開催日時/会場	受講料	概要
起業家塾for Beginner @もりおか	【前期】7/15（土） /盛岡市産学官連携研究センター 【後期】1/20（土） /盛岡市中央公民館 前・後期共に13：30-17：00（予定）	1,000円	盛岡信用金庫地域応援課長の田中紳也氏を講師に、起業・創業に必要な知識を初歩から学びます。 起業・創業に興味はあるが、具体的にどうやったらいいのかわからない...、具体的なアイデアはまだない...、そういった方にお勧めの入門編となっています。 ※応募開始時期：前期5/29（月）～、後期12月上旬
起業家塾 @もりおか ※特定創業支援等 事業	10/5(木)～11/9(木)の毎木曜日 (全6回) 18：30-20：30 /盛岡市産学官連携研究センター	3,000円	盛岡信用金庫地域応援課長の田中紳也氏を講師に迎え、事業立ち上げまでの手順、事業成功のための具体策や心構えなどを学習し、創業や事業拡大の考え方・プランなどの熟度を上げることを目的とした、全6回の講座です。 ※応募開始時期：8月下旬
起業家塾for Beginner（実務 編）@もりおか （新設）	11/25(土) 13：00-16：30（予定） /盛岡市中央公民館	1,000円	土岐経営支援事務所代表の土岐徹朗氏を講師に、起業家塾受講生からニーズの高い、起業するまでの実務的な流れ、起業後の会計・税務の流れ・概要を学ぶ入門編です。 ※応募開始時期：10月初旬
盛岡地域ビジネス プランコンテスト	令和6年2月（予定）	—	事前審査で選ばれた5名がビジネスプランの発表を行い、審査員の審査により、優れたビジネスプランを選び表彰（賞金有）するコンテストです。 ※応募開始：11月上旬



起業家塾for Beginner（実務編）@もりおか（新設）

土岐経営支援事務所代表の土岐徹朗氏を講師に、起業家塾受講生からニーズの高い、**起業するまでの実務的な流れ、起業後の会計・税務の流れ・概要を学ぶ入門編**を本年度より開催いたします。

- 日時：令和5年11月25日（土）13：00-16：30（予定）
- 場所：盛岡市中央公民館 大会議室
- 受講料：1,000円
- 応募開始：10月2日（月）
- 内容（予定）

創業手続きの実務	税務・会計の実務
1. 今どこまで来ていますか？	1. 何に対して税金が課税されるのでしょうか？
2. 組織形態を決めましょう	2. 日次・月次・年次の会計運用
3. 株式会社の創業手続き	3. 簿記をどこまで知っておいた方がよいのでしょうか？
4. 個人事業主の創業手続き	4. 青色申告決算書の見方

Pickup!

盛岡地域ビジネスプランコンテスト

事前審査で選ばれた5名がビジネスプランの発表を行い、審査員の審査により、優れたビジネスプランを選び表彰（賞金有）するコンテストを本年度も開催予定です。

【予定】

- 日時：令和6年2月開催
- 場所：盛岡市産学官連携研究センター
（コラボMIU）
- 募集要項公開・応募開始：11月上旬
- 応募要件：盛岡市、滝沢市、紫波町、矢巾町内に自宅または勤務先（学校）のある方で創業を考えている方または創業5年以内の方
- 表彰内容
 - 大賞（副賞15万円）
 - 優秀賞（副賞5万円）
 - 観覧者特別賞（表彰のみ）



令和4年度盛岡地域ビジネスプランコンテストの様子

特定創業支援等事業を受けたことの証明について

前述の「起業家@もりおか」を修了後、創業しようとする市町村において特定創業支援等事業を受けたことの証明の発行を受けることができます（審査あり）。証明を受けることにより、次の通りの特典を得ることができます。

1. 会社設立時の登録免許税の軽減
2. 創業関連保証の特例
3. 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の自己資金要件の充足
4. 日本政策金融公庫の「新規開業資金」の貸付利率引き下げ

また、小規模事業者持続化補助金申請時に、創業枠での申請（上限額が50万円から200万円となります）が可能となります。

※特定創業支援等事業

盛岡地域では①盛岡市・滝沢市・紫波町・矢巾町共催の「起業家塾@もりおか」（for Beginnerは非該当）②盛岡商工会議所の「創業スクール」③岩手県中小企業団体中央会の創業セミナーや個別相談指導事業などが該当します。

盛岡広域8市町・支援機関の創業支援計画は、盛岡市HPの創業支援等事業計画（広報ID1008075）に掲載しておりますので、詳しくはそちらをご確認ください。

【申請方法】

申請に際しましては、**起業・創業しようとする市町村**に、次のものを電子メール、郵送又は持参で御提出願います。

(証明書の発行には、1週間程度お時間を頂戴します。)

- 1 申請・証明書（押印不要です。）
- 2 税務署に提出した「開業届」の写し（税務署受付印が押印されたもの。
創業前の場合には不要です。）
- 3 創業スクールや起業家塾修了証書の写し

※ 盛岡広域8市町以外の受講者の方は、特例として盛岡市で証明書の発行を行います。

ただし、特典のうち「2 創業関連保証の特例」のみ対象となります。
(小規模事業者持続化補助金申請時に、創業枠での申請は可能です。)

【参考】 特定創業支援等事業を受けたことの証明の特典（詳細）

1. 会社設立時の登録免許税の軽減

事業を営んでいない個人または事業を開始した日以後5年を経過していない個人が、新たに会社を設立する際に以下のような特例を受けられます。

- 株式会社を設立する場合
 - （通常） 資本金額の0.7%（最低税額15万円）
 - （特例） 資本金額の0.35%（最低税額7万5千円）
- 合同会社を設立する場合
 - （通常） 資本金額の0.7%（最低税額6万円）
 - （特例） 資本金額の0.35%（最低税額3万円）
- 合名会社または合資会社を設立する場合
 - （通常） 6万円
 - （特例） 3万円

2. 創業関連保証の特例

無担保、第三者保証人なしの創業関連保証枠を利用した融資に事業開始前に申し込む場合、特例により前倒しで申し込みをすることができます。

(通常) 事業開始2カ月前から申込可能

(特例) 事業開始6カ月前から申込可能

3. 日本政策金融公庫の「新創業融資制度」の自己資金要件の充足

創業前または創業後税務申告を2期終えていない事業者に対する融資制度である「新創業融資制度」について、創業資金総額の10分の1以上の自己資金要件を満たしたものとして、制度を利用できます。

※創業前又は創業後税務申告を2期終えていない事業者が対象となります。

(通常) 1期目の税務申告前の創業者 (創業前の方も含む) 自己資金が必要

(特例) 1期目の税務申告前の創業者 (創業前の方も含む) 自己資金要件は満たしたものとなる

4. 日本政策金融公庫の「新規開業資金」の貸付利率引き下げ

日本政策金融公庫の新規開業資金について、貸付利率の引き下げ対象となります。

利率は担保や保証人の提供の有無により異なりますが、認定を受けていると低い利率での借り入れができます。